

23生畜第2255号

23消安第5364号

平成24年2月3日

社団法人全国木材組合連合会 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長

飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について

このことにつきまして、別添のとおり、東北農政局及び関東農政局宛てに通知しましたので、御承知いただくとともに、貴団体傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしく申し上げます。



写

23生畜第2255号
23消安第5364号
平成24年2月3日

東北農政局生産部長 殿
消費・安全部長 殿
関東農政局生産部長 殿
消費・安全部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長

飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について

今回、厚生労働省において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食品中の放射性物質に関する新たな基準値（以下「食品の基準値」という。）の案が公表されたことに伴い、「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」（平成24年2月3日付け23消安第5339号、23生畜第2300号、23水推第947号農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官連名通知。以下「2月3日通知」という。）により、牛用の飼料中の放射性セシウムの許容値を見直し、新たな暫定許容値（以下「新暫定許容値」という。）を公表したところです。

食品の基準値が、平成24年4月1日に施行されることが見込まれておりますが、食品の基準値を上回る放射性物質に汚染された畜産物が生産されることを防ぐためには、科学的根拠に基づき食品の基準値に対応した安全な飼料の給与や適切な飼養管理の指導徹底等を速やかに進めていく必要があります。

つきましては、新暫定許容値に適合した飼養管理、除染対策の推進及び平成24年産永年生牧草の安全確保等について下記のとおり取りまとめましたので、貴局管内の各都県に対し、本通知に基づく対応を実施するとともに、生産者への指導を徹底するよう周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 新暫定許容値の考え方

牛用飼料に対する放射性セシウムの新暫定許容値は、食品の基準値を超えない牛乳や牛肉を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いか判断する目安である。この目安は、食品の基準値、一般的な飼料の給与量及び移行係数を活用して算出した。

なお、家畜は水、空気、土壌（粗飼料に付着する土を含む。）、敷料、野

草、屋外に放置された飼料等、様々なものから放射性セシウムを摂取する可能性がある。

このため、新暫定許容値を超えない飼料や放牧地を利用するのはもちろんのこと、水、土壌等からの放射性セシウムの摂取をできるだけ抑えるように、飼料の保管、家畜の飲用水や飼育場所等にも注意する。

2. 新暫定許容値に適合した飼養管理

(1) 粗飼料の切替え

新暫定許容値は、2月3日通知の発出後直ちに適用し、新暫定許容値以下の飼料への切替えを速やかに進めることとするが、代替飼料の確保上やむを得ない場合を考慮し、以下のとおり対応できることとする。

- ① 乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛であって、当面廃用牛としてと畜する予定のないものに限る。）については、放射性セシウムの生乳への移行を考慮し、代替飼料を速やかに確保し、平成24年3月15日までに、新暫定許容値以下の粗飼料への切替えを行う。
- ② 乳用牛以外の牛については、代替飼料を速やかに確保し、新暫定許容値以下の粗飼料への切替えを行うこととするが、(2)の対応が確実に行われると認められる場合に限り、平成24年3月31日までは、2月3日通知による改正前の暫定許容値によることができるものとする。
- ③ 平成23年産牧草のモニタリング調査の結果（平成23年産牧草のモニタリング調査の際に設定した地域毎に、当該地域で最後に実施した牧草モニタリング調査の日から1か月前までの間に実施したすべての牧草モニタリング調査の結果を平均した値をいう。以下同じ。）が新暫定許容値を上回る場合は、当該地域の牧草はすべて新暫定許容値を上回るものとみなし、飼料の切替えを進める。
- ④ ③に当たっては、畜産物の検査、文部科学省が実施した航空機モニタリング（以下「航空機モニタリング」という。）等の結果を踏まえ、収穫された牧草が新暫定許容値を上回ると予想される地域、又は最後に実施した平成23年産牧草のモニタリング調査以降に牧草中の放射性セシウムの濃度が新暫定許容値以下となったと考えられる地域については、土壌中又は既に収穫した牧草中の放射性セシウム濃度等汚染状況に関するより詳細なデータを把握し、汚染の程度を考慮する。
- ⑤ 平成23年に生産された夏作飼料作物については、「原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成23年8月19日付け23生畜第1212号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）によるモニタリング調査の結果に基づいて、飼料の切替えの必要性を判断する。
- ⑥ 今後、平成23年産稲から生じる稲わらを収集し利用する場合は、個別に調査を行う。詳細については、別途通知する。
- ⑦ 各都県は、畜産農家に対し、周知及び指導を徹底し、4の(2)①の

各県においては、周知及び指導の実施状況等を2月29日までに農政局へ報告する。

(2) 牛の出荷等に向けた飼養管理

平成24年4月1日以降において食品の基準値を上回る畜産物の生産及び出荷を防ぐため、肥育牛、育成牛、繁殖牛及び廃用牛であって、と畜場若しくは家畜市場へのお荷又は家畜商等への販売・譲渡（以下「出荷等」という。）を予定している牛の飼養管理については、(1)により新暫定許容値以下の粗飼料への切替えを速やかに実施することとするが、畜産農家がこれまで新暫定許容値を上回る飼料を給与していた牛について、平成24年4月1日以降に出荷等を予定している場合は、各都県は、「飼料から牛肉への放射性物質の移行の考え方」（平成24年2月3日付け消費・安全局畜水産安全管理課事務連絡）に基づいて、地域の粗飼料において検出された放射性セシウムの濃度や粗飼料の給与量から当該牛の牛肉中の放射性セシウム濃度を推定する。

その結果、食品の基準値を上回ると見込まれる場合は、輸入粗飼料、放射性物質に汚染されていない地域で生産された粗飼料等、新暫定許容値以下の粗飼料を給与し、水や土等からの放射性セシウムの摂取もあることに留意しながら計画的な飼養管理を行い、食品の基準値以下になると考えられるようになるまで、出荷等をしないこととする。特に廃用を予定している牛のうち、乳用牛にあつては最終分娩後、繁殖牛にあつては最終妊娠期間中において、放射性物質を含まない粗飼料を給与するよう徹底する。

なお、牛肉中の放射性セシウムの濃度が食品の基準値以下とならないと考えられるうちに販売・譲渡する場合は、推定の結果から食品の基準値を十分に下回ると考えられる期間、適切に飼養を継続する必要があることを購買者に伝達し、了解を得た上で行う。

(3) 新暫定許容値を上回る飼料の適切な管理

新暫定許容値を上回る飼料が誤って給与されることがないように、放射性セシウム濃度の調査結果が新暫定許容値を上回った牧草、稲わら及び夏作飼料作物（以下「飼料作物」という。）については、確実に区分して保管する。

(4) 新暫定許容値を上回る飼料の処分

(3)に基づき区分して保管している飼料作物のうち、放射性セシウム濃度が8,000 Bq/kg以下であつて、暫定許容値の見直しによって給与不可となったものについては、「暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について」（平成23年8月19日付け23生畜第1208号生産局畜産部畜産振興課長通知）の3を参考に、一般廃棄物として埋却、焼却等により処分する。ただし、生産されたほ場が明らかなものについては、当該ほ

場に還元施用することができる。

なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）に基づき現物で8,000 Bq/kgを超過する飼料作物の処理する場合等については、別途通知する。

3. 除染対策の推進

(1) 永年生牧草に関する対応

- ① 平成23年産牧草のモニタリング調査の結果、今後収穫される牧草が新暫定許容値を上回ると予想される牧草地（採草地及び放牧地をいう。以下同じ。）は、勾配や土性等農地の状態を考慮しつつ、表土の削り取り、反転耕、耕起等の除染対策を進める。

その際、航空機モニタリングの結果や土壌中又は既に収穫した牧草中の放射性セシウム濃度等汚染状況に関するより詳細なデータが得られる場合は、当該データを参考にする。

- ② 特に、土壌中の放射性セシウム濃度が5,000 Bq/kgを上回る牧草地については、「農地土壌の放射性物質除去技術（除染技術）について」（平成23年9月14日農林水産技術会議事務局公表）を参照し、表土の削り取り、反転耕等を実施することが望ましい。
- ③ 除染対策の実施が技術的に困難な場合は、当分の間、牧草地として利用しないこととする。

(2) 平成24年産夏作飼料作物に関する対応

平成24年産夏作飼料作物については、各都県の施肥基準を参考にして施肥を実施するとともに、当該県の昨年のモニタリング調査の結果を参考にして十分に耕起した上で播種、栽培を行う。

なお、平成24年産夏作飼料作物のモニタリング調査の方法については、別途通知する。

4. 平成24年産永年生牧草の安全確保

(1) 基本的考え方

- ① (2)の調査対象県においては、各県は、畜産農家、飼料生産者、飼料販売者その他飼料を取り扱う者に対して、③により判断されるまでは、平成24年産牧草の飼料としての流通・利用を自粛するよう要請することとする。
- ② 調査対象県においては、(2)②から⑥までに示す手順に基づいて、各県は、当該県を複数の調査地域に区分し、各調査地域内において原則5点以上の調査地点を設定し、各調査地点において永年生牧草の放射性セシウム濃度を測定するものとする。
- ③ 各県は、②で得られた放射性物質の濃度を、新暫定許容値と比較し、

(2) ⑥に示した方法に基づいて、各調査地域毎に自粛の解除を判断する。

(2) 永年生牧草の調査の手順及び流通・利用の自粛解除の方法等

① 調査対象県

平成23年牧草のモニタリング調査において、新暫定許容値を上回る放射性セシウムが検出された地域を有する県。(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉及び千葉)

② 調査地域の設定

ア 平成23年産牧草のモニタリング調査の結果が新暫定許容値を上回った地域においては、各県は、当該地域をより細分化して調査地域を設定する。(原則として、旧市町村毎に設定する。)

なお、これまで得られた畜産物の検査結果、航空機モニタリングの結果、土壌中又は既に収穫した牧草中の放射性セシウム濃度等に基づいて必要があると認められる場合は旧市町村よりさらに細かい地域(大字等)を設定することができる。

イ 平成23年産牧草のモニタリング調査の結果、新暫定許容値の1/2以上の放射性物質が検出されなかった地域においては、各県は、調査を行わないことができる。

ウ 各県内でア及びイ以外の地域においては、各県は、当該地域内を3か所以上に区分して、調査地域を設定する。

エ なお、平成23年産牧草のモニタリング調査の結果等から24年産の永年生牧草の調査結果が新暫定許容値を上回ることが明らかな場合は、各県は、飼料としての流通・利用を自粛するよう要請した上で、調査を行わないことができる。

③ 調査地点

調査地点は、原則として1つの調査地域当たり5点以上設定する。調査地点を設定する際は、調査地域内での地理的な偏りが生じないようにするとともに、調査地域内において特に放射性セシウムの濃度が高いと見込まれる地点がある場合は、当該地点を調査地点として設定するよう努めるものとする。

④ 調査時期

調査時期は、収穫適期の一週間前以降を目安として実施する。

⑤ 採材及び放射性物質濃度の測定の方法

永年生牧草の採材及び放射性物質濃度の測定は、「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」(平成23年8月3日付け23消安第2489号消費・安全局畜水産安全管理課長通知)に則って行う。

⑥ 流通・利用の自粛解除の方法

自粛解除の方法は、以下の通りとする。

ア 調査地域内の全ての調査地点における調査結果が新暫定許容値以

下となった場合は、各県は、当該調査地域の永年生牧草について、流通・利用の自粛を解除することができる。

イ 調査地域内の調査地点のうち、一部の調査地点における調査結果が新暫定許容値を上回った調査地域については、各県は、当該調査地域を更に細分化し、細分化された地域（以下「細分化地域」という。）毎に、原則として5点以上の調査地点を新たに設け調査を行い、当該細分化地域の流通・利用の自粛解除の判断を行う。ただし、調査の結果、新暫定許容値を上回らないことが確認されている細分化地域については、改めて調査を行わずに、流通・利用の自粛を解除することができる。

なお、一部の調査地点における調査結果が新暫定許容値を上回った場合に、調査の対象地域を更に細分化し、調査を繰り返し行うことができる。

ウ ②イの場合は、流通・利用の自粛を行わない。

(3) 除染対策実施済の牧草地の取扱い

(1)の規定にかかわらず、除染対策が適切に実施されたと県が判断した牧草地については、利用自粛の対象としないことができる。ただし、除染対策実施済の牧草地とそうでない牧草地を区別して管理する。

なお、その際は、県が当該除染対策の効果を測定等によって確認し、県が取りまとめた都度、農政局へ報告すること。